

貴重品ロッカー利用約款

貴重品ロッカーは、お客さまが貴重品を一時保管するために、当ゴルフ場が場所をお貸しするものです。ご利用の場合には本約款によるものとします。

〈貴重品ロッカーに入れることができないもの〉

- 第1条 (1) 貴重品ロッカーには次の物品を入れることはできません。
- ①多額の金銭 (30 万円以上) や高価な貴金属 (30 万円以上)、有価証券等。
 - ②不法物品ならびに危険物等の他、腐敗または破損しやすいもの。
 - ③その他保管に適さないと認められるもの。
- (2) 貴重品ロッカーに、キャッシュカード、クレジットカードその他これに類するカードを入れる場合は、生年月日、車ナンバー、電話番号、住所地、上記カードの暗証番号等と同一の暗証番号の設定はお控えください。
- (3) 第1項②および③に該当する物品が入れられた事実が判明したとき、また疑いがあるときは当ゴルフ場において開扉し、その実情に応じて保管・廃棄、その他適当な処理をすることがあります。

〈使用期間・取扱い時間〉

- 第2条 貴重品ロッカー使用期間は当ゴルフ場内の施設をご利用日当日のみとします。また取扱い時間は、当ゴルフ場営業時間内とします。

〈使用期間の経過〉

- 第3条 使用期間を経過したときは、所定の保管場所に移して 30 日間保管します。
- なお 30 日を経過しても引取りのない場合は、使用者が権利を放棄したものとみなし、当方において処分します。

〈賠償責任〉

- 第4条 次の各項に該当する場合に生じる貴重品ロッカー内の収容品の損害について、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。
- (1) 暗証番号の盗用による場合。
 - (2) お客さまの貴重品ロッカー誤使用による場合。
 - (3) 天災地変、その他不可抗力による場合。
 - (4) 貴重品ロッカーに第1条に該当するものを入れた場合。
 - (5) 当ゴルフ場のお客さま以外の人が使用した場合。
 - (6) その他当ゴルフ場の責めに帰さない場合。

(1) 使用目的以外の用途に使用しないこと。

(2) 所定の場所以外に移動しないこと。

4. 貴重品は必ず貴重品ボックスをご利用ください。貴重品ボックスに入りきらない場合やすべて使用中である場合には、必ずフロントにお預けください。なお、貴重品ボックスの取扱いについては、ボックス設置場所に掲げる約款に定めるところによるものとします。
5. ロッカーのご利用は、別途定める取扱い説明に定めるところによるものとします。
6. プレーをなさるお客さまは、プレー中のすべての行為に責任をお持ちいただきます。万一、プレー中に他のお客さまに損害を与えた場合は、お客さま自身の責任において、解決していただきますので、十分ご注意ください。
7. セルフプレーの場合、乗用ゴルフカーの利用中に生じた事故についてはすべてお客さま自身の責任となります。また、乗用ゴルフカーのご利用については、別途定める乗用ゴルフカー利用注意事項をお守りください。
8. プレーの際には、次の事項をお守りください。
 - (1) 先行組や隣接ホールに打ち込んだり、アドレスしたプレーヤーの前に出ないでください。
 - (2) 後続のお客さまは、先行組が自分の飛距離外に出たことを確認後、打球してください。
 - (3) キャディーは進行上、打球のアドバイスをする場合がありますが、危険の有無の確定的判断は行いません。キャディーのアドバイスはあくまで参考にとどめ、ご自分で自己の飛距離をご判断のうえ、打球してください。
 - (4) プレー中の喫煙その他火気使用はご遠慮ください。お煙草は灰皿の設置してある場所をお願いします。
 - (5) メタル(金属、セラミックを含む)スパイクシューズでのプレーを禁止させていただきます。ノンメタルスパイクシューズ(スパイクレスシューズを含む)をご利用ください。
 - (6) 前各号のほか、当ゴルフ場が定める事項。
9. 1組のハンディキャップの合計は 90 以内でお願いします。極端な初心者の方、その他全体のプレー進行に著しい遅延を生じさせたプレーヤーに対しては、利用および利用の継続をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
10. スタート前とプレー終了後には必ずご自分のクラブに間違いがないかをご確認ください。間違いがあるときは、ただちに係員にお申し出ください。
11. 当ゴルフ場内での携帯物および駐車場に駐停車中のお車(車内の物品も含みます)に関する事故および盗難については、当ゴルフ場は一切責任を負いかねますので、ご注意ください。
12. 携帯電話をご使用の際は他のお客さまの迷惑とならないよう十分ご注意ください。
13. 当ゴルフ場は、円滑なプレー、危険防止、快適なプレーを目的として、ローカル・ルールを設定しておりますので、必ずお守りください。
14. 当ゴルフ場は、この利用規則を必要に応じて変更する場合があります。

利用約款

利用規則

貴重品ロッカー利用約款



岩手沼宮内カントリークラブ

〒028-4421 岩手県岩手郡岩手町一方井
TEL:0195-62-5511 FAX:0195-62-1105